○厚生労働省告示第四百三十二号

け 外 及 $\sum_{}$ う 合 \mathcal{O} を含 来 に \mathcal{O} 規 る び 健 当 診 注 告 改 定 康 に 正 保 該 療 示 む 11 基 料 に 患 し、 険 ょ 者 区 づ 法 \mathcal{O} き、 12 注 分 る 平 及 大 成三 対 8 番 改 び す 号 診 高 正 正 + る 前 療 齢 + 注 Α 当 10 0 \mathcal{O} 報 者 及 診 年 年 該 0 酬 \mathcal{O} び 法 療 療 1 医 \mathcal{O} 養 に 算 律 注 報 療 月 掲 酬 定 第 に 11 \mathcal{O} 要 げ 方 七 \mathcal{O} \mathcal{O} 日 確 す + 規 算 法 保 る か · 号) る 定 再 定 5 平 に 費 に 診 方 適 関 第 用 ょ 法 成 料 用 す 別 す る 七 \mathcal{O} り \mathcal{O} $\overline{+}$ る。 + 額 妊 注 法 表 5 六 婦 第 年 律 \mathcal{O} 算 た 条 に 厚 だ 第 定 対 区 生 昭 注 12 分 Ļ 労 和 L 15 番 働 及 0 7 項 五 初 び 号 平 + 1 省 て 成 同 診 告 注 Α 七 法 は 又 \equiv 年 16 0 示 $\overline{+}$ 第 法 第 は 並 0 な 年 再 \mathcal{U} 律 0 五. 百 お 診 に に + -+ 第 兀 従 撂 九 + を 区 八 月三十 号) 前 行 分 げ + 九 · 号) 番 る 条 \mathcal{O} 0 例 た 号 初 \mathcal{O} に に 第 保 診 Α お ょ 部 7) 料 日 七 険 0 る。 に 7 を + 医 0 \mathcal{O} 2 療 潍 注 お 次 7 機 に 条 用 1 \mathcal{O} 関 7 掲 表 第 す げ る に 注 現 \mathcal{O} る 場 に ょ お 10 項

平成三十年十二月二十八日

厚生労働大臣 根本 匠

改正後	改正前
別表第一	別表第一
医科診療報酬点数表	医科診療報酬点数表
[目次]	[目次]
第1章~第3章 (略)	第1章~第3章 (略)
第4章 経過措置等	第4章 経過措置
第1部 経過措置	
第2部 算定制限	
第1章~第3章 (略)	第1章~第3章 (略)
第4章 経過措置等	第4章 経過措置
第1部 経過措置	(新設)
1~9 (器)	1 ~ 9 (略)
第2部 算定制限	(新設)
第1章の規定にかかわらず、区分番号A000に掲げる初診料	
の注7(妊婦に対して初診を行った場合に限る。)、注10及び注	
11、区分番号A001に掲げる再診料の注5(妊婦に対して再診	
を行った場合に限る。)、注15及び注16並びに区分番号A002	
に掲げる外来診療料の注8(妊婦に対して再診を行った場合に限	
る。)、注10及び注11に規定する加算は、別に厚生労働大臣が定	
める日から算定できるものとする。	